

昭和四十一年四月二十五日招集
第三回市議會臨時會會議錄

館山市議会第三回臨時会会議録

昭和四十一年四月招集

一 四月二十五日(月曜日)

一 現在議員三十四名でその氏名次のとおり

一番 吉田 勇治郎

二番 鈴木 正一郎

三番 小柴 孝

四番 館石 伝蔵

五番 田中 祿郎

六番 秋山 大三郎

七番 田村 源治郎

八番 望月 照正

九番 安西 益男

一〇番 辻田 実

二番 石井 正

一三番 菊井 敏博

一四番 志村 信作

一五番 小沢 憲太郎

一六番 関 武夫

一七番 黒川 佐太郎

一八番 西村 真次

一九番 藤田 好治

二〇番 保科 忠夫

二二番 江田 徳太郎

二二番 若塚喜三

二三番 中村省吾

二四番 島野茂樹郎

二五番 萩生田七郎

二七番 嶋田繁

二八番 山田教宇

二九番 鈴木市蔵

三〇番 安藤亀吉

三番 安沢徳順

三二番 三沢節

三三番 高橋文治

三四番 山本昇

三五番 松本藤太郎

三六番 山口康

一 議事日程

第一 議案第三三三号 館山市市税条例の一部を改正する条例の

制定について

第二 議案第三四号 館山市国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例の制定について

第三 館山市富浦町及び三芳村上水道組合議会議員補欠議

員の選挙について

一 法律百三十一條による出席説明員

市長 本間 讓

助役 小出 武男

収入役 完戸 貴

庶務課長 山口 実

財政課長 長谷川 広 治

調査課長 高木 哲 三

市民課長 羽山 房 雄

保健衛生課長 池田 亮 山

一本議会事務局長・事務局長補佐 書記

事務局長 高梨 清 一

事務局長補佐 太田 博 雄

書記 矢藤 恭 一

同 錦織 睦 子

一 出席議員 三十四名

一 欠席議員 なし

午前十時三十五分開議

・議長(田中祿郎君) 本日の出席議員数、三十二名。

ニより第三回市議会臨時会を開会いたします。

監査委員より報告ありました三月実施の例月検査及び事務監査報告書はお手元に配付のとおりであります。

ニの際申し上げます。私ニやたび、果下市議会議長会役員改選によりまして、果下議長会、監事

に推薦されました。もとより、そぐうつわにあらざうと思

います。が、せつかう御推挙でござりますので、お受けす

る決心をいたしまして、今後、いっそう、皆さま方御協力、御指導をたまわりますよう。以上御報告

申し上げます。(拍手)

議長(田中祿郎君)本臨時会、議案審査のため地方自治法
第百三十一条の規定による出席要求に対し本間市長
小出助役 完産収入役 山口課長 長谷川課長 高木
課長 羽山課長 池田課長 以上、若者が出席する旨
の報告がありました。

会議録署名員、決定を行ないます。

本臨時会、会議録署名員として七番議員 田村源治郎
君、三番議員 安次徳順君、以上両君を指名いた
します。ニよ、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君)異議なしと認めます。ま、つて決定いた
します。会期、決定を行ないます。

本臨時会、会期につき、議会運営協議会、意見は

本日一日というのとてあります。

おけかりいたします。会期を一日と定めますことに御

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君) 異議なしと認めます。よって(会期は

一日と決まりました。

本日議事はお手元に配付の日程表により行ないます。

二つより市長う本臨時会招集う案件につき説明を

求めます。

(市長登壇) (拍手)

市長(本間譲君) ごあいさつ申し上げます。本日二日に

第三回臨時市議会を招集いたしました。緊急御

審議をお願いすることになりました。そつちもなまじ

は去る三月三十一日国会において成立いたしましたこと

ろく所得税法及び地方税法の改正に伴いまして、市税条例及び国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定してございます。

まず、市税条例の一部改正であります。これは個人が住民税についての負担を軽減をはかること、及び固定資産税、都市計画税の負担を調整、身体障害者に対する軽自動車税の減免等をはかるために地方税法の一部改正が行なわれることになり、市税条例の調整を行なおうとするものでございます。

改正のおもなものといたしまして、まず、市民税関係では、新たに配偶者控除が設けられましたこと、及び障害者未成年者、老年者、または寡婦についての非課税の範囲を現行の二十二万円から二十四万円に引き上げたこと、ことがおもしろいこととあります。

次に固定資産税の關係といたしましては、まず土地については現行の暫定措置にかえて農地以外の土地については昭和三十八年度分評価額に対する昭和三十九年度分評価額より上昇率の区分に応じて昭和四十年年度分の課税標準額を一割乃至三割増しとし農地については、当分の間、昭和三十八年度分の固定資産税額を据え置く。また固定資産税の免稅点を土地にあっては二万円を八万円に、家屋にあっては三万円を五万円に償却資産にあっては十五万円を三十万円に引き上げること等がおもなものであります。

次に都市計画税の關係といたしましては、農地を除く土地に対する都市計画税について現行の暫定処置にかえて、昭和四十一年度から昭和四十三年年度各年度の都市計画税に限り昭和三十八年度分の評価額に対

する昭和三十九年度分、評価額の上昇率の区分に応
じて、昭和三十九年度分、課税標準額が三割乃至九割
増しと農地については、昭和四十一年度まで、現行の据え
置き処置を当分の間、延長するものがおもなものであり
ます。

次に軽自動車税の關係であります。新たに身体障害
者が所有する軽自動車一台に限り、本人の申請に基いて
軽自動車税を減免することといたします。

その他法律改正の關係より、固定資産税及び都市計画
税にかかる第一期分の納期が四月一日から四月三十日まで、
ものを五月一日から五月三十一日までに変更しようといふも
うがおもなものであります。

次に国民健康保険税系例の一部改正であります。
おもなものは、国民健康保険の保険税と他、

医療保険とが重複して賦課する場合があり、国民皆
保険下における適正を欠く結果となつておるのを避
けるために納税義務の発生、消滅を伴わない被保険
者より異動事由にかゝる他、医療保険加入。または
被保険者から脱退する場合に限定して月割リ計
算を行なうこと、及び地方税法の改良正に伴い、条文の
整理を行つたことであります。

なお、館山市、富浦町、及び三芳村、上水道組合議会議員一
名の欠員を生じましたので、補欠議員の選挙を行なう
とすもつてあります。

以上議案につきましては、極めて簡単に申し上げましたが
各議案につきましても、その都度関係課長をして詳
細に説明いたさせますので、慎重御審議のほどを
願います次第でございます。以上でございます。(拍手)

議長(田中祿郎君) 日程第一議案第三十三号を上程いたします

(書記朗読)

議案第三十三号 館山市市税条例の一部を改正する条例

の制定について

調査課長(高木哲三君) 議案第三十三号について御説明申し上げます。ニの条例は、地方税法の一部改正と所得税法を全文改正に伴う規定の整理とそれから各種控除を引き上げりうために改正するものでございます。

二十四条でございますが、これは、二十万を二十四万に改める。これは先ほど市長の説明にありました障害者、未成年者、老弱者、寡婦、非課税の範囲でございます。ただ、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。これは日本国内に住所を有しないというものでございます。二十四条の二項中でございますが、これは所得税法を改正に

よりまゝに規定の整備を行なつたわけでございます。

三十二条でございますが、これは地方税法の改正によりまして、控除対象配偶者というものが、できまして八万円を控除という二つになりまゝ。これが新しく設けられたわけでございます。三十三条一項でございますが、これは法改正による改正でございます。ただ、字句のかわつたところがござりますが、退取所得の金額及び山林所得の金額を「退取所得の金額または山林所得の金額とする」というのが、抜けておりますのは、退取所得の金額というものは、各種控除を引いたものでございまして、退取所得の金額というものは、控除する前の金額でございます。

三十四条一項を次うように改めると、これは世帯員が資産を有する場合の計算でございます。

同一家族内で資産所得がある場合は、その主たる所得者として申告してありますが、主たる所得者と申しますのは、資産所得がある場合、これは家族の信義にいろいろしてございまして、結局主たる所得者の所得とみなして、計算して、その他家族の所得に対しては、所得がございまして、一本で計算いたしまして、その信義に按分して税金をかけるのでございまして、その家族の信義が親子関係がない者を含むというところで、二口ございまして、これは二百万円以上収入がある方に適用になるのでございまして。

三十四条二項中とございまして、これは法の改正によりまして、条文を整理でございまして。

三十四条の二、第一項でございまして、これも所得税法、地方税法の改正による条文整理でございまして。

三十四条の二でございす。こゝは青色申告の場合におき
ましては細かい控除等につきましては税務署と同ト書
類を出す關係上、税務署におきましてございす。市町村
にはおさなくともいふこと。白色申告の場合にお
きましては、今まで三月二十日までに提出しければいけ
せん。ところが納税通知書が送達されるまでに申告を
すればいふこと。でございす。

三十四条の三でございす。こゝは用語の改正でございす。
三十四条の四中、第十四条を八十四条に改める。こゝは所
得税法による改正でございす。

三十四条の七、こゝも控除対象配偶者がかわりまして
こゝを入るわけ。でございす。

三十四条の二でございす。こゝも法改正による整備で
ございす。

三十五条でございしますが、これは先ほど申しました用語の改正でございします。

三十六条の二でございしますが、これは配偶者控除がかわりまいに關係でこれを入るわけでございます。

三十六条の二第六項、これは所得税法の改正によりまして条文整理でございします。四十四条第四項と四十五条の一項、これは所得税法の改正による改正でございします。

四十八条三項中と五十二条第二項、これは地方税法の改正のため整備でございします。

第六十三条中とございしますのは免税点でございします。

先ほど提案説明にありました土地については、二万円を八万円に、家屋については三万円を五万円、償却資産税十五万円を三十万に改めるということでございします。

七十一条、これは地方税法の附則がかわつたため改正で

でございます。

九十条の二でございしますが、身体障害者に対する軽自動車税の減免を規定したものでございします。二項はいろいろそれに対する申請手続きでございします。

九十八条 地方税法の改正によるものでございまして、内容にはかわりございません。

九十九条は電気のガスの徴収方法を規定したもので地方税法の改正によるものでございします。

百三条 このは電気がガス附則の変更でございします。これは地方税法の附則の改正でございします。

百五条 このはやはり地方税法の改正による改正でございします。普通徴収の電気がガス税の納期を規定したものでございします。

百十条も非課税区分の明細書の提出、やはり地方税法

の改正によるものと見てござります。

百十条ニ、ニよも改正による整備でござります。

次に附則の第八項でござります。宅地等に対して課する
四十一年度分の固定資産税の特例でござります。

三十九年から四十一年まで宅地等に対して一・二倍以上
ものに対しては一・二倍で頭打ちでござります。四十一年
度から改正に切りまして三十八年の評価と三十九年度
の新評価額の倍率に定じまして三倍未満が一・一倍・
三倍以上八倍未満一・二倍・八倍以上一・三倍・三倍以上負
担調整率をかけたおの課税標準率に対して三倍以上。固
定資産の百分の一・四をかけたものが四十一年度の分にな
るといふことになりまます。ですから三十八年の評価
から申しますと四十一年は三倍のものにつきましても四
十年間までは三十八年の評価に対して一・二倍に

なっておりますので、二割増しの一・一倍ということになるわけ
でございます。

九項でございますが、農地に対して課する三十一年度以降
の各年度分の固定資産の特例ニシテは四十年度も同じ
農地に対しては三十八年度分の課税標準を用いまして
それを課税標準に対して税金をかけるということでは
ございません。農地は四十年度とかわりりません。

十項でございます。附則第八項及び第十四項の宅地等
とはとございます。この宅地の定義でございますが、宅地
等とは農地以外土地をいうことになっております。
附則第八項及び第十四項の前年度の固定資産税の
課税標準額でございます。

ニシテ四十一年度の場合には固定資産の課税標準と
申しますのは四十一年の場合には四十年度の課税標準

でございます。農地につきましては、そのままでございますが
宅地は三十八年度の評価より二割増し、二割以上ふえたも
のについては、二割増しということになって、それが課税標準
になるわけです。

四十二年度になると四十一年度より四十年度より二割増しに
なり、附則の負担調整率の一割、二割、三割、これを
かけた額が該当する。調整率をかけたものが課税標準
額ということになるわけです。

それから上昇率とございますのは、これは三十八年、評価と
三十九年の新評価より上昇率でございます。

十一項、昭和四十二年度の土地の評価の特例でございます。
これは四十二年度は基準年度になって三十九年に土地が
新評価になりまして、また四十二年に改正の年になって
おりますが、今度限り三十九年度の評価をそのまま

用いるということでございます。従来四十二年の基準

年度には家屋の方は評価がえがありますが土地につ

いては三十九年度の評価をそのまま用いることになります。

十二項は読めかえでございます。

十三項も同じでございます。

十四項は免税点の適用に関する特例、農林漁業者

の共同利用施設等を取り扱ひに対する不動産取

得税の課税標準の特例でございます。

十五項は四十一年度分の固定資産税及び都市計画

税の納期の特例でございます。四月一日から三十日まで

を五月一日から五月三十一日までに変更するのござい

ます。十八項は都市計画税の特例でございます。固定資

産の場合と同じく負担調整率が三万未満が一・三

倍、三倍以上八倍が一・八、八倍以上一・九、固定資産

と負担調整率が違つてゐるわけでございます。

十九項ニハ農地に対しては四十年年度と同トシという
ことで負担調整率は用ひません。あとは固定資産税と
同トでございます。以上で説明を終ります。

三五番(松本藤太郎君)固定資産増の場合、年々漸増といま
すか。そういう形になると思ひますが、上昇率ですけれど
も、ニハはどういうふうな上昇率を見るのか。固定資産
の評価がえというが、三年ですか。あるわけですが、ニハ
を見ますと、評価がえをやる三年にいつべんか上昇率を
元にしてやるのか。途中でも評価がえをもうな上昇率
を見ることがあるのかないのか。それから、市民税ですが調
整控除というものが、むくつたのか。それから最後の坪
数というのがございますが、ニハは今新しいメートル法に
なつたので、その次が三十八年度の評価額、新評価額と

うのがありますが、一坪の値段であるのかどうかを
お伺いいたします。

調査課長(高木枝三君) 上昇率でございますが、三十九年に
改正がございまして、それまでは大に評価がえはございま
せんでしたが、三十九年には全面的に評価がえをいたし
まして、結局三十八年までの評価額と三十九年の評価
額の割合が上昇率ということになっております。

四十三年度は評価年度になっておりますが、今度に限り
四十二年度には土地に対しては、評価がえはないので三十九
年の評価を用いるということになっております。

それから坪数でございますが、これは平方メートルと坪数に
なっておりますが、四月から坪というものは、正式に使え
なくなりまして関係で平方メートルを書きましてカツコ
で坪数を一応入してあるわけでございます。

・三五番(松本藤太郎君) そうしますと大体今までの一坪ですか、
そういうものに近い値段だ。というふうな解釈してよろし
いですか。

館山の駅前百十七万九千三百六十円というのはい言いか
でいうならば、どう位の坪数で値段であるのか。それを教
えてもらいたい。

・調査課長(高木哲三君) これは例でございまして六十五坪半
でございます。二一六・四七平方メートル。

・三五番(松本藤太郎君) そういうふうに見ますと右欄が評価
額といたしても、ちよつとわからない。この表を見てもわからない。
そうたびのソロバンをいなければならぬ。

単価を出してもらいたい。要するに等級というものが存続
してゐるでしよう。駅前のもうは一級とか。そういうのもので
今までのような形でもってメートル法で結構ですから基本

準を元にして単価というものが出ていなければわから
ないと思いますが、

・調査課長(高木哲三君) この表は実例でございまして、上昇
率を私の方には参考に出すためにあつたわけで、坪当
りになりますと現在では路線になつておりますもつて、
昔は何等級幾らということになつておりますが、大体値
段ということは宅地等につきましてもは形能や打んかによつて
違つて参りますので、実例を上げて説明するよりほか
ございませんでないかと、二つを使つたわけでございませう。

・一六番(関武夫君) なかなか条文でわからなひんですすが、ただ
お尋ねしたいことは今度の改正は全部所得税と土地
方税の改正によつてう数字ですか、市独自の金額とか
割合というものが入つてゐるものがありますか、それから

具体的にお尋ねしたいんですが、宅地の倍率ですか。

三倍以上は一・一とかという。四十年度の固定資産税に依りて八倍以上評価が上つてゐる土地としますと四十年度の税額に三割かけたものが四十一年度の税額になると考えてゐるか。四十年度は四十一年度の税額に三割加えたものになるんですか。そういう点の御説明を願ひたい。

調査課長(高木哲三君) 市独自の数字というものはございません。法を改正するためだけにござります。

それから調整率については四十年度の課税につきましても結局三十八年の倍率にまゝにして四十年度は三十八年度の二割増しという事に宅地等はなっております。

そうすると八倍以上の場所にたりますと、四十年度は一・二倍でござります。

四十一年度は一・三倍の一・三倍という事にたりますので、一・五六倍という事にたります。四十一年度にたりますと。

その一・三倍でございますが、二・〇三倍、そういうふうなことに上っております。

・三九番(鈴木市蔵君)三・三平方メートル当たりとしてありますが、二千坪です。三十八年度、三十九年度は一坪当り一万二千坪というふうになっている。これは三倍、四倍ではないです。その点を聞かしてもらいたい。

・調査課長(高木哲三君)これはわかりやすく、長計算の例でございます。三十八年度、評価額が二千坪、ところが三十九年度の新評価額が一万二千坪の場合でございます。それで地積といたしまして一六〇平方メートルの土地に対する計算の例を上げたいでございます。二千坪が一萬二千坪になると結局大倍ということになります。大倍になりますと一・二倍に該当する負担調整率が、その計算の例をここに上げておきます。これは

例に過ぎません。

・二九番(鈴木市蔵君)そうすると今まで税務署あたりでは一級・二級・三級というふうに分けて土地の価格表をいつてゐるが、こゝがあるでしよう。館山市はそういうふうなものが、市独自で使つたんですか。国の方で基準がきたものであるか、その点。

・調査課長(高木哲三君)市街地や宅地等につきましても、国の指示によりまして、三十九年の路線価方式を用いて価格を決定いたしました。現在では、税務署でも路線価方式によつてやりまゝにして、価格を決定につきましては、いろいろ金融業者とか、土地売却買主をしてゐる人とか、そういう人たちとも願ひいたしまして、決定したわけでございます。

・二九番(鈴木市蔵君)私がいうのは、館山市独自でもつて、二の願をきめたものであるか、国から基本的なものを示さして

きめたか。

調査課長(高木哲三君) 国から標準がきて市できめまいた
一八番(西村真次君) どこからよ尋ねたいかわからないような
状態ですが、もう一度よ尋ねたいと思いますが、上昇率
というものは先ほど御説明になりますと、三十八年度の
評価額とそれから三十九年度に行なった新評価額と
の率ということですが、それに間違ひございませぬか
調査課長(高木哲三君) 間違ひございませぬ。

一八番(西村真次君) この特例をみますとこの中に前年度
分の固定資産税の課税標準額という言葉が使
あります。そうしますと、^本前年度を基準にいた場合
前年度分の固定資産税の課税標準額というものは三
十八年度分の評価に二割加えたもの、これが前年度
分の課税標準額と申すかと思つておりますが、この点に

かたです。

・調査課長(高木哲三君) そのとおりです。

・二番(西村真次君) そうすると、~~来~~来年度になると前年度の固定資産税の課税標準というものは三十八年度に二割足
りたものでなくて、それの倍率をかけた今年の方が前年度
という二と一はなつてくる。三という二と一はなつてくる。それから順次
上つていくのだ税金は三という二と一はなつてくる。それが間違ひござ
りませんか。

・調査課長(高木哲三君) お説うとおりにです。

・二番(西村真次君) わかりました。そこで、固定資産税の方は
よろしいんですが、都市計画税ですわ。こちらの方について
お尋ねしたい。

上昇率の基準というものは、同じだと思つていますが、負担
調整率において、固定資産税の方は一割、二割、三割

都市計画の方は三割六割九割、三厘うふうの率が
違っておりますが、これはどういふところからきておるか、

今までの都市計画税と比較してどういふ差があるか、
二は御説明いただきたい。

・調査課長(高木枝三君) 固定資産税と調整率の違ひ
ますのは、都市計画諸施設等におきまして、相当の費
用がかかる関係で税率が上っておりますが、都市計画
税につきましては、三年間ニ、税率を使いまして、それ
から先はまた違つてくると思ひますが、固定資産税につ
きましては、その期限はついておりますが、都市計画税
は、四十三年までというところで期限がついてございます。

・八番(西村真次君) 期限うついでついでにわがりますすけれど
も、私のお伺いしているのは、そういうことでなく、従来の
条例できめてある固定資産税の率と新しい条例

固定資産税の八倍以上と都市計画税の三倍未満が
同じになつております。

一八番(西村真次君)一つだけ伺いておきたいのは都市計
画税の調整率というよりも、地方税法の改正に示され
た率であつて、市で独自にきめた率ではないということか
どうか、この一つだけ。

調査課長(高木三君)お説のとおりで、これは地方税法の
改正通りの数字でございます。

二四番(島野茂樹君)一つだけ伺いたります。上昇
率が三十八年度と三十九年と比べて一・二倍以上の
については、三十九年度の場合は一・二倍で止めた。そう
いうように伺つておりますが、この表にまいりますと上昇
率が〇・六というのもあるわけですが、上つていないもの
上昇していないもの、即ち一以下の場合、三倍未満とい

うことでありますので、やはり一・一という負担調整率とい
うのは、三倍未満というにすぎませんと、考えようによりま
すけれども、三倍までにならないもう、全部というにすぎ
ますと、安くなったものも、二の中に入るかというにすぎ
ません。

・調査課長(高木哲三君) 倍率がゼロになった場合は、負担調整
率は用いませぬ。そういう場合は一・二倍も足り立たなくな
ります。

・議長(田中祿郎君) 午前會議は二トけて休憩いたします。

午前十一時五十八分 休憩

午後 二時 再開

・議長(田中祿郎君) 午後出席議員数二十九名

休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を継続いたします。

三四番(山本昇君) 助役さんにお尋ねしたいんですが、地方税法がわかりまいて、いろいろ疑問点があつたんですが、ただいまの説明でわかりまいたが、ただ二点お伺いいたします。

ニラ一た地方税法が改正された。もともと地方が財政的に若一いというニとは、言われておることとでござります。

そにて、ニラ一た法律を設けて新しく、市民税の面でござります。けれども、軽減するということもあつた。思ひますが、熊山町におきまして、市民税の減収が当然考えらるるうではないかと思ひます。

そにて、先般の予算、市会において議決されたところ、四十一年度予算の収入の面で、どうも、どうも影響があらるか、どう程度、減収見込みであるか、これが減収された

場合には市制執行の上にな大きな影響があるかと思ひます
が、これをカバーする意味において固定資産税の増加
或いは都市計画税が上るといふ面において、これをカバー
していつてソラしてバランスを取つていくつもりであるかど
うか。また先般の国会審議の状況を見ますと、ソラした
ことによつて自治体が歳入に減少をきたし、仕事の上にな
大きな欠陥をきたした場合には、国においてめんどうを
見るといふことも国会論議の中であつたように聞いてお
りますか。ソラソラしたことが果たして実現されるのであるか。
こゝを見通しをお聞きしたいと思ひます。

・助役(小出武男君)ただ今御質問でございますが、当初予算
におきましては旧法を基準にいたしまして、過去増加率
というものを頭に置きまして編成された方が、当初予算で
ございませう。ところで今回途中におきまして御審議願

つてあります。ような両税の基準がかわります。ことによつて相当誤差ができるうではないかという御心配のようではございますが、まだ計算塗上でございますので、はっきりした数字はもちろんでございます。

私どもも二ヶ点について非常に心配をして調査過程における推定を聞いておるのでございますが、大体市民税の方は所得税に伴う課税率が下がりますので、若干減収になるといふことが推定さるうであります。

ただ、二ヶ点については前年度に相当伸びがございます。ために税、そのものの収入額におきましては大いなる差はないのではなにかというものが、今う時点における推定でございます。

それから固定資産税でございますが、二ヶは少く伸びる公算がおります。どうかということでありまして、今う時点ではまだわかりませんが、いろいろのことを相心

定しまして、考えた場合に金額をはつきり申し上げらるま
せんが、百万程度、伸びが予想されるのではないかと。こういう
ことでございますので、館山市の税歳入の面におきまして
は、そのために減額になるといふ推定は、今持っておりません
で、若干でもふえるのではないかと、いふ状況が伺われる
~~事~~とは、いふことで、御承知願いたいと思ひます。

三四番(山本早君)ただ今、答弁に申し上げますと、市民税の面
については、多少の減額が考えられる。ただし、固定資産
税の面において伸びるから、むしろ、税収入の面においては
多く打るのではないかと。かまうな御答弁でござりますが、先
般の国会の討論の中にも、さういふことが言われておるの
であくまでも、国において、さういふことを考えるといふ点
はないんですか。交付税、その他の面で、めんどうを見る
というところが打ち出されておるのかどうか。その点も、

いっぺん

・助役(小文武男君) 国全体的に見ますと都市の人口構成要素によつて相当違ふのではなからうかと思ひます。

館山よりまうなあまりふんない人口であつて、しかも収入が前年度より伸びてゐる。その面から言へば安定してゐるところではあまり影響がないという結果が出ると思ひます。

国全体から申しますと、住民の構成要素によつて率が下がれば、相当減るといふことが予想されます。その一の場合には、交付税、特交、これによつて操作は、ゆるとゆるとふうなことがあるやうでござりますが、そのまま、館山市に影響するやうなふうには考えませんが、最悪の事態が生じた場合には、その方針によつて救済されるやうではないかといふふうに、今うところ考へてゐるわけにござい

ます。

三五番(松本藤太郎君)先ほど説明していただきまして大体わかりましたけれども、この税率は幅が全然ないんです。が、ぴりつきめられてあるのかどうか。市や条例だけで出ておりますが、法律そのものを我々は見ているが、幅というものがあつかないか。それを教えてもらいたい。それから、これは標準税率であるのかどうか。

調査課長(高木哲三君)税率の幅は標準税率でございまして、訂正はできませんが、二三年前まで百分の一五になつておりまして、いろいろの関係で百分の一四にしてその分都市計画の方まで二に上げただけでございまして、倍率の方は動かせませんが、税率の方は制限はございますが、動かすことはできません。

三五番(松本藤太郎君)率は市でやるんですが、負担調整

率ですわ。ニは幅があるかないか。

調査課長(高木哲三君) 負担調整率は法できまつてお
りますので、動かすわけにはいきません。

三五番(松本藤太郎君) そうしますと改正によつて調整率
というものができたんでニは市議会としては地方議会
ではどうにもならぬものだ。どうしてもニだけのもは
条例にうたわなければならぬという事ですか。

調査課長(高木哲三君) そのとおりでございます。

一六番(関武夫君) 先ほど三四番議員の質問に関連
した問題でございますが、助役さんの答弁で私納得
いかないが、ニは本年より市の財政について非常に重
大なことだと思つてますが、市民税は仮りに当初予算
が四十年と四十一年度の伸び率を正確につかんで
旧税率でやつたとすれば当然ニにマイナスが出る。

一方固定資産税については、かたがた増収があるわけではござい
まいて、先ほど百方位伸びるといふことは、丁たうめもは
なはだしい。一億ニ三千万伸び負担調整率からいけば、低
いところでも一割ふえるわけです。ですから、一割何分
もぞうく二割近いものがふえると相想像しておりまして、そ
うすると一千万幾らか伸びる。市民税が減りましても
財政的にゆとりがあると私は相想像しておるんですが、
その点について御答弁を。

助役(小出武男君) 今申上げましたのは土地についてのこと
ですから、大体その位の市民税の件数は、これは伸び率
は見ていますけれども、伸び率というものは結局、前年
度の収入がふえるから、翌年度にふえていく。こういう
ことになりましますから、これは今申しますように、私も直
接プロバンメとかわけでございせんが、主管課長から

の中間情報を聞きますと、それ位ふるうではないか。漠然としてたもうてございますので、御了承願いた
いと思ひます。

○大番(関武夫君)私勘違ひいたしました。今う答弁了
解いたします。

議長(田中祿郎君)議案第三十三号は討論省略原案
通り可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君)異議なしと認めます。よって議案
第三十三号は原案通り決決定さしよる。
日程第二議案第三十四号は上程いたします。

(書記朗読)

議案第三十三号 館山市国民健康保険税率条例の一部を改正
する条例の制定について。

保健衛生課長(池田亮山君)御説明申し上げます。

本件は、地方税法の改正に関連いたしまして、国民健康保険税
条例の準則が改正されることによるものでございます。
まず、改正の趣旨と申しますか、中心となっておりましては、
従来は国保の保険税は、年度当初に賦課した場合、賦課
期日後の世帯員の異動でございしますが、異動があつても
保険税額は修正しないというたてまえを取つてきておるわけ
でございします。それを今回改正におきまして、国保の被保
険者と社会保険の被保険者の重複負担と申しますか、
重複負担を排除しようというものが、本改正案の要旨
でございします。その他につきましては、関係各条項の改正
によりまして、もうがほとんどでございします。

以下御説明申し上げたいと思ひます。

まず、八条の見出し中とございしますが、現在までは納税義

務者う発生消滅に伴う賦課の見出しがついておきます。ところが今回は納税義務者う発生消滅に止まらず、ただ今申しました被保険者う異動においても一部増減を行なうということが入って参りましたために「消滅等」という文句に改めたわけでございます。

次に三項の中、納税義務者が年間途中で納税義務を生じた場合に当市う課税標準額となるところ、市民税の税額が他市町村の賦課の方式とかわつておりまして、場合に当市う市民税の課税の方法に換算して課税するという条例でございます。それを被保険者が異動した場合も同様な算定の方法を用いるということでございます。そのため納税義務者が異動した場合、それから今回の三項に入りました被保険者が異動した場合も同様な計算をす

るのだというとしてござります。第一項「又は第三項」を
二項に入れたわけでございます。

同項を第五項として次に二項に加えるということでは
ございますが、一項・二項につきましても、納税義務の発生
と消滅の問題、納税義務者が異動した場合には賦課
の異動を行なうのだという規定がすでに入っております。
次は第三項を入れたわけでございます。第三項の場合は被
保険者が年度途中で被保険者となった。他は社会保険
の被保険者が資格を喪失して国保に入った場合に月割
賦課を行なって賦課額の修正を行なう計算の方法でござ
ります。その場合の他の保険と申しますのは、一号
から五号まであげてあります。

健康保険法、船員保険法、国家公務員共済法、その他日
雇労働者健康保険法、国民健康保険組合、そういった

もう一人、どうも資格を失って国保に入ってきた場合にのみ国保の保険税を修正増額するのだということでございます。

第四項、今度は逆に国保の被保険者の中から社会保険の資格を取得したしまして国保から離脱していく場合の減額の方法でございます。

退取所得の金額、山林所得の金額を「退取所得金額、山林所得金額」にいは、地方税法の改正に伴いまして、字句の修正、第一項第六号に掲げる「第二項の規定する」に改めるといふことは、これは地方税法は第一項第六号にいわゆる基礎控除の関係、九万円の規定がなされておるわけでございますが、今度の改正によりまして第二項にこの規定がなされておるわけでございます。

ニハも条文の整理でございます。ただ一先ほど市条例
で改正の際に申しておりますように九万円が十万円に
上っております。

この条例の施行は昭和四十一年度の保険税から適用
たい。以上でございます。

議長(田中祿郎君)議案第三十四号は討論省略原案
通り可決いたしますことに御異議ございませんか。

(「異議ナシ」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君)異議ナシと認めます。よって議案
第三十四号は原案通り決定いたします。

日程第三 館山市 富南町 三芳村 上水道組合議会
議員補欠議員の選挙を行ないます。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては地方自治法第百十八条第

二項の規定による指名推選によるものと意思を
二に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君) 異議なしと認めます。よって選挙の
方法は指名推選によることに決定いたしました。

おはかりいたします。

指名の方法は議長において指名することについて
思います。二に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中祿郎君) 異議なしと認めます。よって議長
において指名することに決定いたしました。

上水道組合議会議員に嶋田繁君を指名いた
ます。

おはかりいたします。

ただ今議長において指名いたしまして鳩田繁君を館山市、富浦町、及び三芳村の上水道組合議会議員、補欠議員の当選人と定めます。ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田中稜郎君) 異議なしと認めます。よって以上のとおり、鳩田繁君が当選せうけました。

以上をもちまして本臨時会の告示案件は全部議了となりました。

よってこれにて第三回臨時会を閉会いたします。

午後 二時三十分 閉会

本日の会議に付いた事件

一、議事日程同上

出席議員

吉田 勇治郎

鈴木 正一郎

小柴 孝

館石 伝藏

田中 祿郎

秋山 大三郎

田村 源治郎

望月 照正

安西 益男

辻田 吳

石井 正

菊井 敏博

志村 信作

小沢 憲太郎

関 武夫

黒川 佐太郎

西村 真次

藤田 好治

保科 忠夫

江田 徳太郎

君塚 喜三

中村 省吾

島野 茂樹郎

荻生 田七郎

